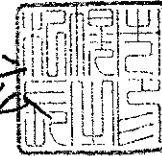


札幌市児童福祉施設等の費用に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

令和8年7月16日

札幌市長

秋元克彦



札幌市規則第 37 号

札幌市児童福祉施設等の費用に関する規則の一部を改正する規則

札幌市児童福祉施設等の費用に関する規則（昭和47年規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第2号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前

別表 2

障害児入所施設徴収額表

被措置者等の属する世帯の階層区分	徴収額（月額）
（略）	

備考

- 1 この表において、「均等割の額」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。この場合において、同法第323条の規定に基づく市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2～7 （略）

別表 4（その2）

養護老人ホーム等扶養義務者徴収額表

税額等による階層区分	徴収額（月額）
（略）	

備考

1 （略）

- 2 この表における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によつて計算された所得税の額（この所得

改正後

別表 2

障害児入所施設徴収額表

被措置者等の属する世帯の階層区分	徴収額（月額）
（略）	

備考

- 1 この表において、「均等割の額」とは地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項及び第5条の4第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。この場合において、同法第323条の規定に基づく市町村民税の減免があつた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

2～7 （略）

別表 4（その2）

養護老人ホーム等扶養義務者徴収額表

税額等による階層区分	徴収額（月額）
（略）	

備考

1 （略）

- 2 この表における「所得税の額」とは、所得税法、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によつて計算された所得税の額（この所得

改正前	改正後
税の額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号並びに同項第2号及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項、<u>第2項及び第6項</u>、第41条の2、<u>第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項</u>、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、<u>第41条の19の4第1項及び第3項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しないものとし、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項第34号の2及び第84条第1項の規定（以下「改正前の扶養控除に関する規定」という。）を適用するものとした場合の額が改正前の扶養控除に関する規定を適用しない場合の額よりも少ないときは、改正前の扶養控除に関する規定を適用するものとする。）をいう。</u> 3～6 （略）	税の額を計算する場合には、所得税法第78条第1項（同条第2項第1号並びに同項第2号及び第3号（地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。）に規定する寄附金に限る。）、第92条第1項及び第95条第1項から第3項まで、租税特別措置法第41条第1項<u>及び第2項</u>、第41条の2、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項並びに<u>第41条の19の4第1項及び第3項並びに租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成10年法律第23号）附則第12条の規定は適用しないものとし、所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項第34号の2及び第84条第1項の規定（以下「改正前の扶養控除に関する規定」という。）を適用するものとした場合の額が改正前の扶養控除に関する規定を適用しない場合の額よりも少ないときは、改正前の扶養控除に関する規定を適用するものとする。）をいう。</u> 3～6 （略）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。